

みんなで支える

介護保険



◆介護保険や高齢者福祉サービスの申請窓口

申請窓口	電話番号	所在地
高齢介護課	0280-92-4921	〒306-0221 駒羽根1501番地
総和庁舎市民総合窓口課	0280-92-3111	〒306-0291 下大野2248番地
古河庁舎市民総合窓口室	0280-22-5111	〒306-8601 長谷町38番18号
三和庁舎市民総合窓口室	0280-76-1511	〒306-0198 仁連2065番地

◆高齢者に関する相談窓口

センター名	電話番号	担当地域
地域包括支援センター古河 (高齢者サポートセンター古河)	0280-23-6517	古河地区
地域包括支援センター総和 (高齢者サポートセンター総和)	0280-23-5661	総和地区
地域包括支援センター三和 (高齢者サポートセンター三和)	0280-77-1901	三和地区

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

介護保険は、日常生活の自立が難しい高齢者のために提供される保険制度のことです。40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源とすることで、介護が必要な方は、費用の一部を負担するだけでさまざまな介護サービスを受けられます。介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。本書は、介護保険で受けられるサービスや利用の仕方を説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにも、是非本書をご活用ください。

介護保険の保険証を大切に保管しましょう

介護保険の保険証は、健康保険の保険証とは別に交付されます。
介護保険のサービスを受けるときなどに介護保険の保険証が必要になります。
大切に保管しましょう。

● 65歳以上の方は

65歳になる前の月に交付されます。
(65歳到達は誕生日の前日です)

● 40～64歳の方は

要介護認定を受けた方に交付されます。

● 保険証が必要なとき

- ・要介護認定を申請（更新）するとき
- ・ケアプランを作成するとき
- ・介護サービスを利用するとき など

● 保険証の有効期限は？

有効期限はありません。介護サービスを利用するまで大切に保管してください。

介護保険被保険者証	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ
	氏 名
生年月日	年 月 日
交付年月日	年 月
保険者番号並びに保険者の名称及び印	082040 茨城県 古河市

もくじ

1 介護保険制度のしくみ	4
2 介護保険料について	6
3 サービスを利用するには	
介護(予防)サービスを利用するための手順	12
要介護・要支援認定の申請から認定まで	14
ケアプラン作成からサービス利用まで	16
4 介護保険で利用できるサービス	
居宅サービス	18
地域密着型サービス	23
施設サービス	26
福祉用具貸与・購入、住宅改修	30
5 利用者負担について	
費用の支払い	32
利用者負担額を軽減するために	33
6 介護予防・日常生活支援総合事業	36
7 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの 担当地域のご案内	40
8 令和6年度高齢者福祉サービス案内	42

発行 古河市	編集／発行 株式会社鎌倉新書
	発行年 2024年8月



1 介護保険制度のしくみ

介護保険は、40歳以上のみなさまが加入者(被保険者)となって、保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の一部を負担することで、介護(予防)サービスを利用できる制度です。

介護保険加入者(被保険者) 年齢で2つの被保険者に分かれます。

- 保険料を納める
- 要介護・要支援認定の申請
- サービスを利用し、費用(利用者負担割合分)を支払う

65歳以上(第1号被保険者)の方

介護が必要であると「要介護・要支援認定」を受けた場合にサービスが利用できます。介護が必要となった原因は問われません。



(要介護・要支援認定の詳細▶第3章)

医療保険に加入している 40~64歳(第2号被保険者)の方



介護保険で対象となる病気(特定疾病※1)が原因で「要介護・要支援認定」を受けた場合に、サービスが利用できます。

●保険証・負担割合証の交付 ●認定や結果通知

●介護保険料を納める ●要介護・要支援認定の申請

相談

支援

●サービスの提供 ●費用の1~3割を請求

●サービスを利用 ●費用の1~3割を支払う

地域包括支援センター (高齢者サポートセンター)

高齢者が地域で生活できるよう支援する拠点

- 加入者から相談を受け、内容に応じて支援

詳細▶第7章



連携

ケアマネジャー

介護サービスの相談窓口となる介護の専門家

- 依頼を受けてケアプランを作成
- サービスに関する相談を受け支援



連絡調整

古河市(保険者)

主な役割

- 介護保険料の算定・徴収
- 保険証・負担割合証の交付
- 要介護・要支援認定
- 保険給付 など



古河市(保険者)が費用の7~9割を支払う

介護サービス・ 介護予防サービス提供事業者

利用者にあった介護サービスを提供

- 居宅サービス
- 地域密着型サービス
- 施設サービス など



(指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などがサービスを提供)

CHECK

65歳以上(第1号被保険者)で一定所得以上の方は介護(予防)サービス等を利用するときの自己負担が2割または3割になります。 詳細▶▶第5章

3割負担となる方

本人の合計所得金額が220万円以上で同じ世帯にいる65歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額(※)」の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上の世帯では463万円以上の方は負担割合が3割となります。

※合計所得金額とは、地方税法上の合計所得金額から長期譲渡所得と短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。

負担割合証

要介護・要支援認定等を受けた方、介護予防・生活支援サービス事業対象者には、利用者の負担割合を示す証明書が発行されます。保険証とともに介護(予防)サービス等を利用するときに必要になります。

有効期限: 1年間
(8月1日~翌年7月31日)



負担割合(1~3割)が記載されます。

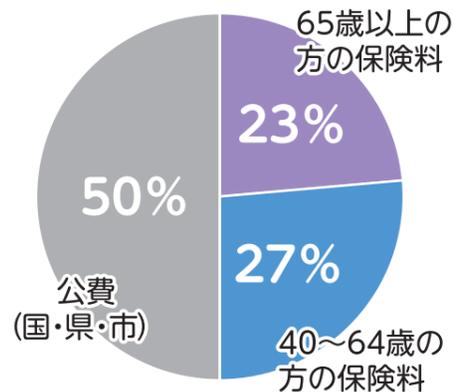
特定疾病とは ※1

介護保険で対象となる病気(特定疾病)には、加齢による心身の変化に起因すると考えられる下記の16種類が指定されています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 慢性閉塞性肺疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。)

2 介護保険料について

介護保険制度は社会全体で介護を支えることを目的に創設された公的保険制度です。介護保険が健全に運営できるよう、保険料の納付にご理解とご協力をお願いいたします。



● 介護保険の財源
介護保険料は、介護保険を運営するための大切な財源で、40歳以上の方が納めます。保険料が介護保険財源に占める割合は左のグラフの通りです。



納め方 ▶ 年金の受給額で異なります。

年金の受給が年額18万円以上

年金から天引き (特別徴収)

仮徴収期間



仮徴収

当年度の介護保険料が確定するまでの間(4月・6月・8月)、仮の保険料額を年金から差し引かせていただきます。すでに年金から差し引かれている方は、前年度の2月と同額をそれぞれ納めていただきます。

年金天引きとは、年金支払月(偶数月)に受給の年金からあらかじめ保険料を差し引くことです。ご自身で納める必要はありません。(注)個人年金は対象となりません。

本徴収期間



本徴収

保険料が確定しましたら、仮徴収額を差し引いた残りの額を期割(10月・12月・2月)で年金から差し引かせていただきます。

※仮徴収額と本徴収額に大きく差が生じると思われる方に対しては、6月・8月の徴収額を変更(平準化)する場合があります。

こんなときは、一時的に納付書で納めます！

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 申告等で保険料の所得段階が変更になった
- 年金が一時差し止めになった など

年金の受給が年額18万円未満

納付書払か口座振替 (普通徴収)

市役所からお送りする納付書で、毎月、指定の金融機関等で納めます。口座振替で納めることもできます。

本算定賦課



本算定賦課

7月から翌年の2月までの8期分の納付書を7月中旬にお送りいたします。納付書に記載の金融機関・コンビニエンスストア・市役所の窓口で期限内に納めていただくか、お申込の金融機関の口座から口座振替により納めていただきます。

年金が年額18万円未満の方 → **【納付書】** や **【口座振替】** で各自納めます

● 市役所から送付される納付書で納めていただきます。

納付場所

① 次の金融機関の本店及び各支店

常陽銀行・足利銀行・筑波銀行・栃木銀行・東日本銀行・結城信用金庫・茨城県信用組合・中央労働金庫・茨城むつみ農業協同組合
関東各都県及び山梨県に所在のゆうちょ銀行・郵便局

② 古河市役所

総和庁舎・古河庁舎・三和庁舎・健康の駅(高齢介護課)

③ 納付書に記載の各コンビニエンスストア

④ スマートフォンアプリによる納付

* 手数料は無料ですが、通信料は利用者負担となります。
* 納付期限の過ぎた納付書及びバーコード印字のないものは、使用できません。
* 詳しくは、各アプリのガイドページをご覧ください。



PayB



PayPay



LINE Pay

忙しい方、なかなか外出ができない方は、**介護保険料の口座振替**が便利です。

手続き

- ① 通帳、印かん(金融機関届出印)を用意します。
- ② 市役所または取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し申し込みます。

* 口座振替の開始は、通常、申し込み日の翌月からになります。
* 口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

チャートを使って自分の介護保険料を確認

65歳以上(第1号被保険者)の方の保険料

古河市の保険料基準額
(月額) **5,700円**

決め方 基準額をもとに、所得等に応じて決まります。

スタート!

生活保護を受給している

はい

いいえ

老齢福祉年金を受給している

はい

いいえ

あなたに市民税が課税されている

いいえ

同じ世帯に市民税が課税されている人がいる

いいえ

はい

所得段階	所得区分	負担率	年額保険料
市民税非課税 世帯全員が	第1段階 生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.285	19,400円
	第2段階 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以下の方	基準額×0.485	33,100円
	第3段階 世帯全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階に属さない方	基準額×0.685	46,800円
市民税非課税 本人が	第4段階 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.900	61,500円
	第5段階(基準段階) 世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額×1.000	68,400円
本人が市民税課税	第6段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.200	82,000円
	第7段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.300	88,900円
	第8段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.500	102,600円
	第9段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.700	116,200円
	第10段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.900	129,900円
	第11段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.100	143,600円
	第12段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.300	157,300円
	第13段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の方	基準額×2.400	164,100円

●合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

第1～5段階については「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

●課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※年額保険料は100円未満を切捨てています。

介護保険制度のしくみ
介護保険料について
サービスを利用するには
介護保険で利用できるサービス
利用者負担について
介護予防・日常生活支援総合事業
地域包括支援センター・在宅介護支援センター・担当地域のご案内
令和6年度高齢者福祉サービス案内

古河市国民健康保険に加入している方

決め方 世帯に属している第2号被保険者の人数や所得などに応じて世帯ごとに決まります。

納め方 医療分・後期高齢者支援金分と合わせて世帯主が納付します。
※なお、本人負担分と同額を国や県が負担しています。

職場の健康保険に加入している方

決め方 加入している健康保険ごとの算定方法で決まります。

納め方 健康保険料と介護保険料を合わせて納めます。
※原則として事業主が半分納めます。



介護保険料を滞納した場合は？

災害など特別な事情もなく介護保険料を滞納した場合、滞納した期間に応じて次の措置が取られることがあります。

納期限をすぎると… 督促が行われ、延滞金が徴収される場合があります。

1年以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとから保険給付(費用の7～9割)を受けます。

1年6か月以上滞納

サービス費用の全額をいったん自己負担し、給付が一時差し止められます。滞納していた保険料に充当する場合があります。

2年以上滞納

利用者負担が1割～3割負担から、3割～4割に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給が受けられない場合があります。

Q 65歳になったら納付書が届きました。年金天引きにならないのですか。

A 65歳になられてすぐには年金天引きが開始しません。年金天引きが始まるまでは納付書払又は口座振替で納めていただきます。口座振替をご希望の方は「口座振替依頼書」の提出が必要となりますので、高齢介護課保険料係までご連絡ください。

Q 年金天引きから納付書払や口座振替に変更することはできますか。

A 本人の希望により、年金天引きを変更することはできません。ただし、保険料額の減額などで年金天引きが中止となった場合は、年金天引き再開まで納付書払か口座振替により納めていただきます。なお、年金天引きの再開にあたっては、本人の手続きは不要です。

Q 納めた介護保険料は税金の控除になりますか。

A 所得税や市県民税の社会保険料控除の対象となります。該当する年の1月から12月までに納付した金額を年末調整や確定申告などで申告します。年金天引きの方は、2月分から12月分の受け取った年金から天引きされた金額を年金受給者本人の申告で控除とします。納付書払や口座振替で納付した方は、1月から12月までに納付した金額を納付した方の申告で控除とします。

Q 確定申告をします。年金の源泉徴収票に記載されている介護保険料の金額が市から届いた通知書と違います。なぜですか。

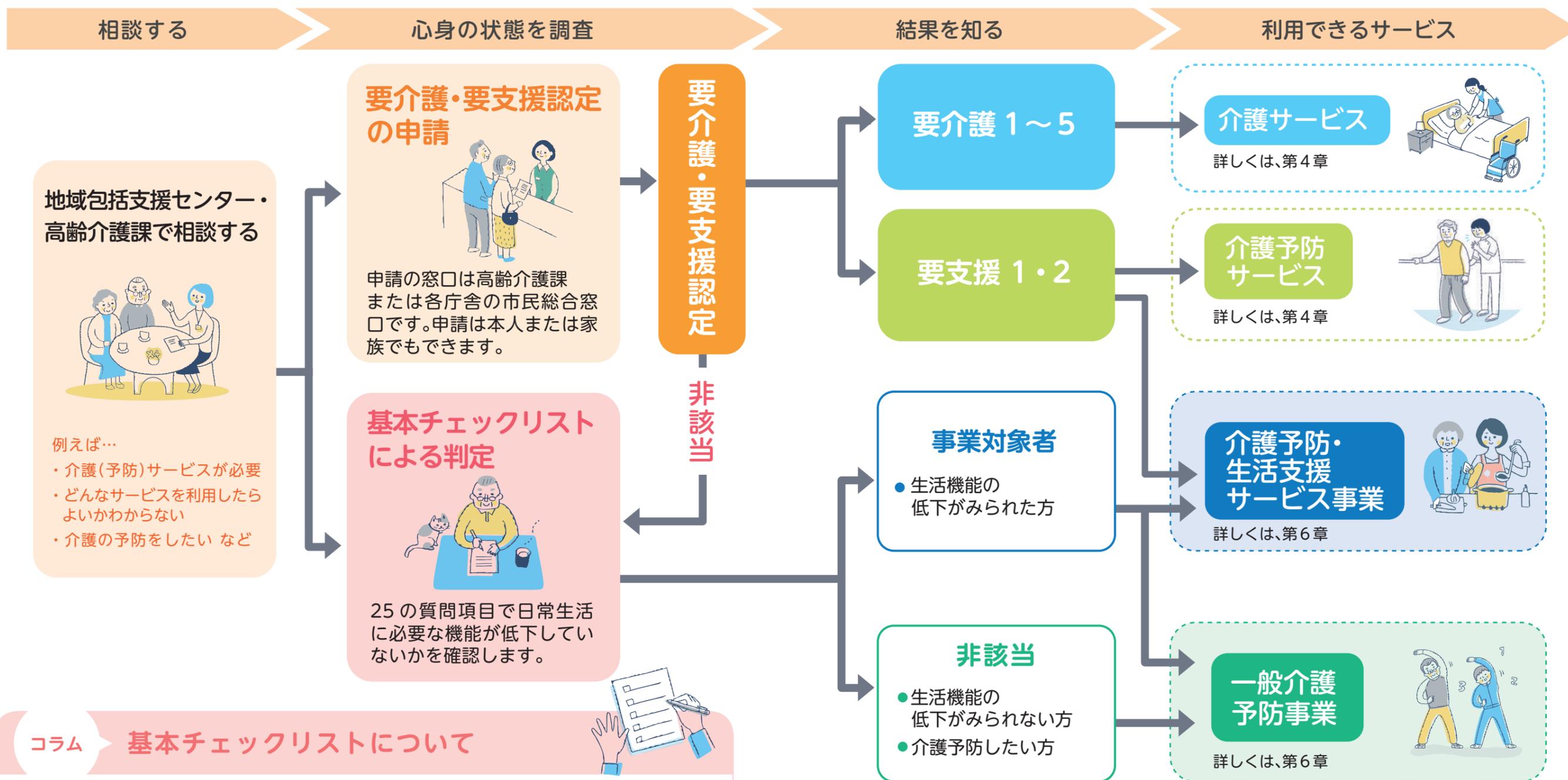
A 算定期間が異なるからです。源泉徴収票の金額は1月から12月までに受け取った年金から天引きされた年単位の金額です。一方、市が決定した保険料の通知書の金額は4月から翌年3月までに納める年度単位の金額です。年金天引きの方は年金の源泉徴収票で、納付書払や口座振替の方は領収書や通帳で申告額をご確認ください。

Q 納付が困難です。介護保険料の減免制度はありますか。

A 災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときや、一定の条件に該当し納付が特に困難と認められた場合は減額になる場合があります。まずは高齢介護課保険料係までご相談ください。

3 サービスを利用するには

介護(予防)サービスを利用するための手順



コラム 基本チェックリストについて

日頃の生活や心身の状態を確認するため、25項目の質問に「はい」か「いいえ」で答えます。このチェックリストから、運動機能や口腔機能などといった日常生活に必要な機能が低下していないか確認し、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

- 基本チェックリスト (例)**
- 週に1回以上は外出していますか
 - 転倒に対する不安は大きいですか
 - 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
 - 周りの人から物忘れがあるとされますか

コラム ケアマネジャー(介護支援専門員)ってどんな人?

介護の知識を幅広く持った専門家で、介護(予防)サービスの利用にあたって、右記のような重要な役割を担っています。資格は5年ごとに更新されます。

- 本人に適したケアプランの作成
- サービス事業所への連絡・手配
- 施設選びの相談・アドバイス
- 介護に関する家族の相談・アドバイス

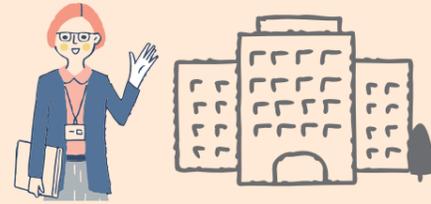
介護保険制度のしくみ
介護保険料について
サービスを利用するには
介護保険で利用できるサービス
利用者負担について
介護予防・日常生活支援総合事業
地域包括支援センター・在宅介護支援センター・担当地域のご案内
令和6年度高齢者福祉サービス案内

要介護・要支援認定の申請から認定まで

介護(予防)サービスを利用するには要介護・要支援認定を受け、「介護(予防)が必要」と認定されることが必要です。

1 申請 介護(予防)サービスが必要になったら高齢介護課または各庁舎の市民総合窓口で申請をします。

- ・介護(予防)サービスを利用するには、要介護・要支援認定を受けることが必要です。
- ・申請には介護保険被保険者証(2ページ参照)が必要です。



Q 申請は誰でもできますか？

A 申請は、利用者本人または家族、パートナー、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業所や介護保険施設等に代行してもらうこともできます。

Q 現在、入院中でも申請できますか？

A 退院後に在宅で介護(予防)サービスを利用する場合や、介護保険施設等への入所を希望する場合に申請できます。なお、要介護・要支援認定は、病状が安定していることが前提となりますので、病院の主治医や看護師、相談員等にご相談ください。

2-1 訪問調査

調査員が自宅等を訪問して、本人と家族から心身の状態や日頃の生活、居住環境等について聞き取り調査を行います。

Q 主治医とは

A かかりつけの医師や、介護が必要になった直接の原因である病気を治療している医師等、本人の心身の状態をより把握している医師のことです。主治医がない場合は、市役所の高齢介護課へご相談ください。

2-2 主治医意見書

市から本人の主治医に依頼し、心身の状態についての意見書を作成してもらいます。意見書では、本人の生活機能を評価します。

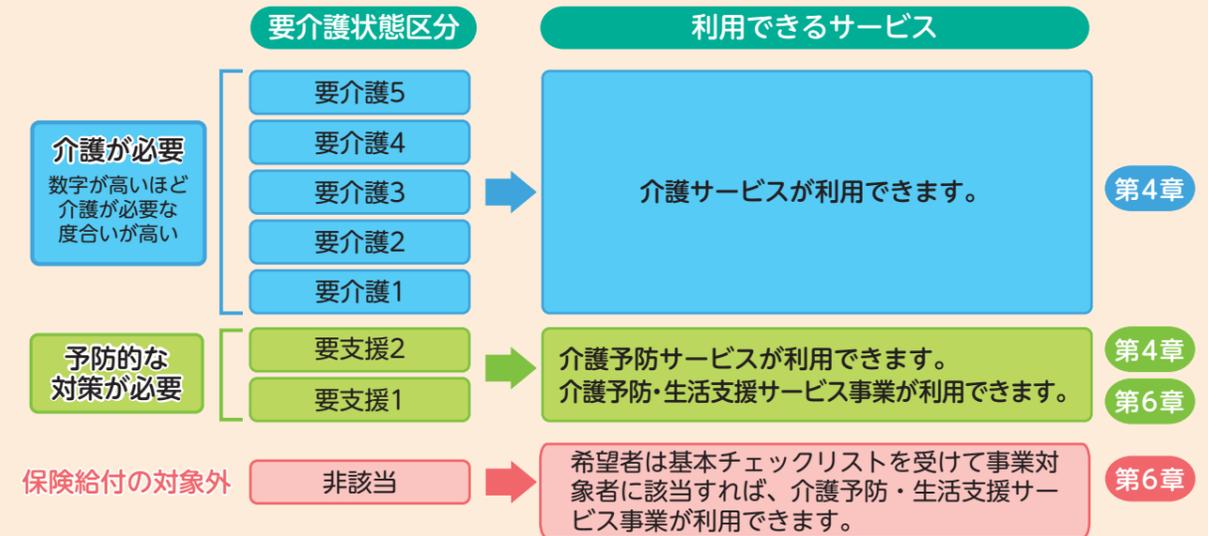
3 審査・判定 保健・医療・福祉の専門家が介護認定審査会で、必要な介護の度合いを総合的に判断します。

- ・コンピュータ判定(一次判定)の結果と訪問調査の内容、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で要介護状態区分の判定(二次判定)がされます。



4 認定 必要な介護の度合いが認定され、その結果が記載された結果通知書と介護保険被保険者証が届きます。

- ・介護認定審査会の判定に基づき、市町村が要介護状態区分を認定します。

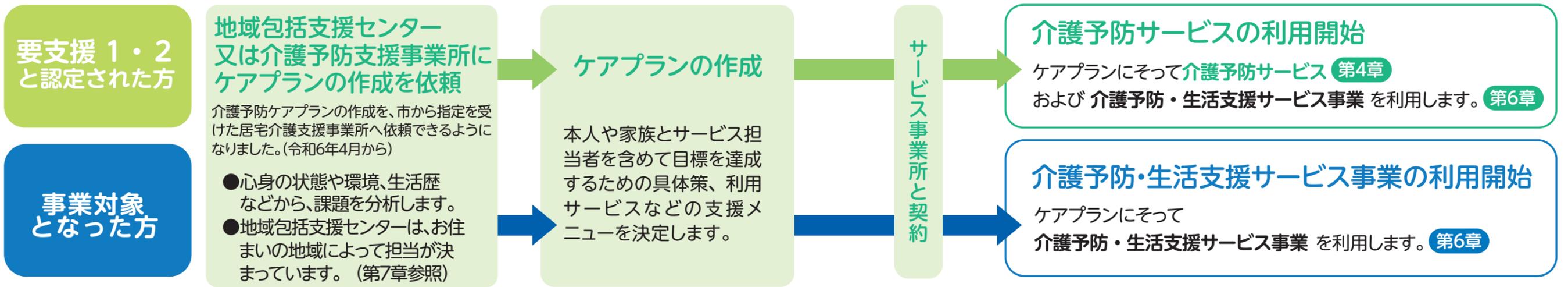
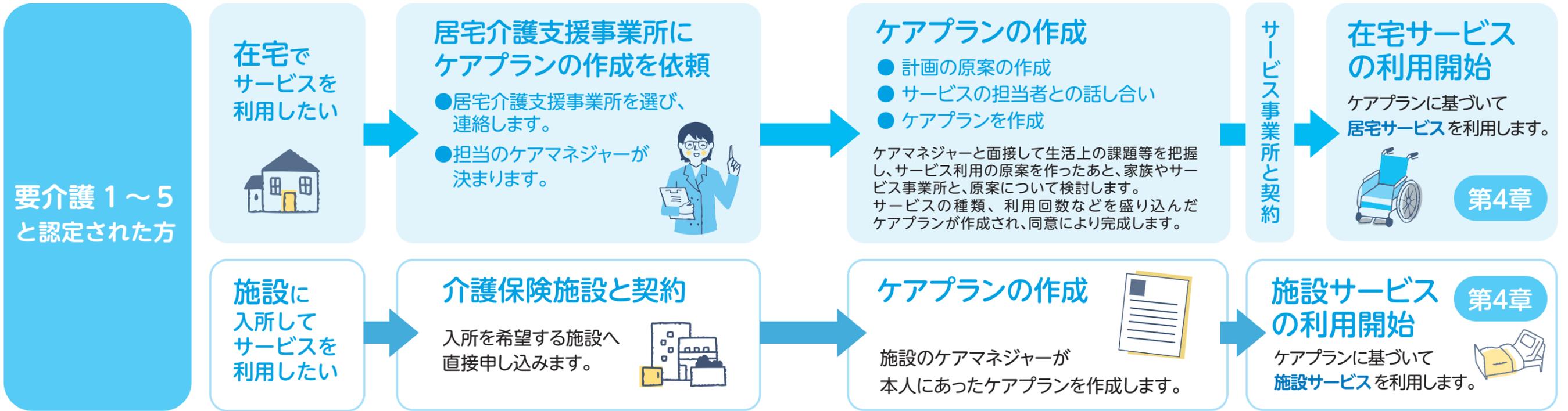


Q 認定結果が出るまで、介護(予防)サービスの利用はできないの？

A 要介護認定は、申請日から有効です。申請後、認定結果が通知されるまでの間でも必要に応じて利用することもできます。サービス利用を具体的に考えてから申請しても間に合います。また、介護サービスを利用する時点では心身の状態が変化している可能性もあり、要介護認定のやり直しが必要になる場合もあります。

介護サービスが必要な時に、要介護認定の申請をしましょう。

ケアプラン作成からサービス利用まで



介護サービス・介護予防サービス提供事業者や介護保険施設と契約したり、居宅介護支援事業所や地域包括支援センターに依頼し、介護(予防)サービス計画(ケアプラン)に基づいてサービスを利用します。

! **要介護・要支援認定は期間ごとに更新が必要です**

要介護・要支援の認定には有効期間があります。
引き続きサービスを利用したい場合は、有効期間が終了する前に更新認定の申請をする必要があります。更新認定の申請は、有効期間終了日の60日前から受付します。

Q ケアプラン作成の費用はどのくらいかかりますか？

A ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額を介護保険で負担します。)

介護保険制度のしくみ
介護保険料について
サービスを利用するには
介護保険で利用できるサービス
利用者負担について
介護予防・日常生活支援総合事業
地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内
令和6年度
高齢者福祉サービス案内

4 介護保険で利用できるサービス

「在宅で」「通いで」「施設で」利用できるさまざまな介護サービスは、1割～3割の自己負担で利用できます。このほかに、居住費、食費、日常生活費がかかる場合があります。費用はサービスを提供する事業所などの体制などによって異なります。

第4章で
使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

居宅サービス＜在宅でサービス利用＞

※記載されている金額は1割の場合の利用者負担費用です。2024年4月1日現在の費用額のためです。

自宅での日常生活をサポートしてもらう

要介護 訪問介護(ホームヘルプ)

自分ではできない日常生活上の行為がある場合に、ホームヘルパーによる本人への身体介護や生活援助が受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

身体介護(30分以上1時間未満)(1回) 例) 食事・排せつ・入浴の介助 など	387円
生活援助(20分以上45分未満)(1回) 例) 掃除・洗濯・買い物・調理の支援 など	179円

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

通院などのための乗車・降車の介助(1回)	97円
----------------------	-----

サービスの対象外です

- 本人以外の家族のための家事
- ペットの世話
- 草むしり・花の手入れ
- 大掃除や屋根の修理などの日常的な家事の範囲を超えるもの 等
- 来客の対応
- 洗車

共生型サービスとは？

共生型サービスは、1つの事業所で、介護保険と障がい福祉サービスを一体的に提供する取り組みです。障がいのある方が65歳以上になっても、なじみの事業所でサービスを受けることができます。

※対象サービス……「訪問介護」「(地域密着型)通所介護」「(予防)短期入所生活介護」「(予防)小規模多機能型居宅介護」「看護小規模多機能型居宅介護」「(介護予防)通所リハビリテーション」

自宅で入浴の介助をしてもらう

要介護 訪問入浴介護

訪問入浴車などで訪問し、入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)	1,266円
----------	--------



要支援 介護予防訪問入浴介護

自宅に浴槽がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合に限定して、訪問による入浴の介護が受けられます。

▼サービス費用のめやす

全身入浴(1回)	856円
----------	------

自宅で看護を受ける

要介護 訪問看護

看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満)	823円	病院または診療所の場合 (30分以上1時間未満)	574円
-------------------------------	------	-----------------------------	------

定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合(1ヶ月あたり)	2,961円
-----------------------------------	--------

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問などは加算あり

要支援 介護予防訪問看護

疾患などを抱えて外出が困難な場合に、看護師などによる療養上の世話や診療の補助が受けられます。

▼サービス費用のめやす

訪問看護ステーションの場合 (30分以上1時間未満)(1回)	794円	病院または診療所の場合 (30分以上1時間未満)(1回)	553円
-----------------------------------	------	---------------------------------	------

介護保険制度のしくみ

介護保険料のしくみ

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担のしくみ

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス案内
令和6年度

自宅でリハビリをする

※ 2024年6月より、下表の内容に改定されます。

要介護 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

308円



要支援 介護予防訪問リハビリテーション

在宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回につき

298円

自宅で医師などから指導・管理を受ける

※ 2024年6月より、下表の内容に改定されます。

要介護 居宅療養管理指導

要支援 介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問し、医学的な管理や指導が受けられます。

▼サービス費用のめやす

医師による指導(1か月に2回まで)

515円

日帰りで施設に通って入浴や食事などのサービスを受ける

要介護 通所介護(デイサービス)

通所介護事業所に通って入浴や食事の介助、機能訓練などが受けられます。

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。

▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合
(7時間以上8時間未満)

要介護1	658円
要介護2	777円
要介護3	900円
要介護4	1,023円
要介護5	1,148円

※食事、日常生活費は別途かかります。
※費用は事業所の種類・サービスによって異なります。



使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

日帰りで施設に通ってリハビリする

※ 2024年6月より、下表の内容に改定されます。

要介護 通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす

通常規模事業所利用の場合
(7時間以上8時間未満)

要介護1	762円
要介護2	903円
要介護3	1,046円
要介護4	1,215円
要介護5	1,379円

※個別のリハビリを行った場合は加算あり ※食事、日常生活費は別途かかります。



要支援 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所に通って、必要な機能訓練が受けられるほか、その人の目標に合わせたサービスを提供します。

▼サービス費用のめやす

1か月あたり

要支援1	2,268円
要支援2	4,228円

※食事、日常生活費は別途かかります。

特定の施設に入居している方が利用するサービス

有料老人ホームや軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などのうち、介護保険の指定を受けた施設に入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

要介護 特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり

要介護1	542円
要介護2	609円
要介護3	679円
要介護4	744円
要介護5	813円



要支援 介護予防特定施設入居者生活介護

▼サービス費用のめやす

1日あたり

要支援1	183円
要支援2	313円

※食費、居住費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活
支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

令和6年度
高齢者福祉サービス案内

一時的に介護ができないとき

要介護 短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす ●介護老人福祉施設(併設型の施設の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	603円	603円	704円
要介護2	672円	672円	772円
要介護3	745円	745円	847円
要介護4	815円	815円	918円
要介護5	884円	884円	987円

▼サービス費用のめやす ●介護老人保健施設の場合

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	753円	830円	836円
要介護2	801円	880円	883円
要介護3	864円	944円	948円
要介護4	918円	997円	1,003円
要介護5	971円	1,052円	1,056円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

要支援 介護予防短期入所生活(療養)介護(ショートステイ)

介護老人福祉(保健)施設などに短期間入所し、日常生活の支援や機能訓練が受けられます。

▼サービス費用のめやす ●介護老人福祉施設(併設型の施設の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	451円	451円	529円
要支援2	561円	561円	656円

▼サービス費用のめやす ●介護老人保健施設の場合

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	579円	613円	624円
要支援2	726円	774円	789円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。
※費用は施設の種類・サービスによって異なります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援1・2の方が利用できるサービス

地域密着型サービス

要介護度が比較的高い状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活し続けることができるようにするためのサービスです。

原則として、事業所の所在している市の住民の方だけがサービスを利用できます。費用は施設などの体制などによって異なります。

2024年4月1日現在の費用額のめやす

要介護 地域密着型通所介護(デイサービス)

小規模なデイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のめやす

小規模な通所介護(1回) (7時間以上8時間未満の場合)	要支援1	利用できません
	要支援2	利用できません
要介護1	753円	
要介護2	890円	
要介護3	1,032円	
要介護4	1,172円	
要介護5	1,312円	

※共生型サービス事業所の場合は、障がい福祉サービス事業所でも介護保険サービスを利用できます。
※食費などは別途かかります。

要介護 認知症対応型通所介護(認知症デイサービス)

要支援 介護予防認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターに通って、入浴・排せつ・食事の介助、機能訓練などを受けられます。

▼サービス費用のめやす

1回あたり 共用スペースを利用する場合 (7時間以上8時間未満の場合)	要支援1	484円
	要支援2	513円
要介護1	523円	
要介護2	542円	
要介護3	560円	
要介護4	578円	
要介護5	598円	

※食費などは別途かかります。

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス案内
令和6年度

要介護 小規模多機能型居宅介護

要支援 介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心としながら、訪問や短期間の宿泊を組み合わせ、入浴・排せつ・食事の介助、調理・洗濯・掃除などの家事、健康状態の確認や機能訓練など多機能なサービスが受けられます。

▼サービス費用のめやす

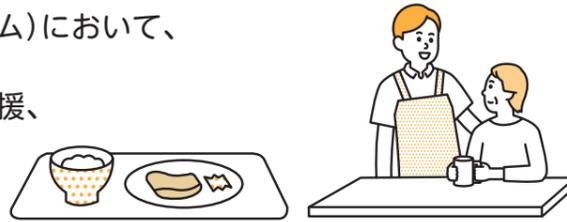
1か月あたり	要支援1	3,450円
	要支援2	6,972円
	要介護1	10,458円
	要介護2	15,370円
	要介護3	22,359円
	要介護4	24,677円
	要介護5	27,209円

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。

要介護 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援2 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の方が共同生活住居(グループホーム)において、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられます。



▼サービス費用のめやす

ユニット数 2つの場合 (1日あたり)	要支援1	利用できません
	要支援2	794円
	要介護1	753円
	要介護2	788円
	要介護3	812円
	要介護4	828円
	要介護5	845円

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

ユニットとは？・・・9人程度の少人数のグループのこと。入居者の尊厳を重視したケアを目指します。

使用している
マークの意味

要介護 要介護 1～5の方が利用できるサービス

要支援 要支援 1・2の方が利用できるサービス

要介護 看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)

介護度が高く、医療ニーズの高い方に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護が受けられます。
市内に事業所はありませんが、協定により利用できる事業所が近隣に1事業所あります。

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。
※2024年4月1日現在、市内に事業所はありません。

要介護 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が綿密に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスが受けられます。

※2024年4月1日現在、市内に事業所はありません。

要介護 夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な巡回訪問又は随時の訪問により、入浴・排せつ・食事の介助や緊急時の対応などが受けられるサービスです。

※2024年4月1日現在、市内に事業所はありません

要介護3以上 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
(小規模特別養護老人ホーム)

原則として**要介護3以上の方が入所できます。**

定員29人以下の特別養護老人ホームに入所して、入浴・排せつ・食事の介助、日常生活上の世話などが受けられます。

※食費、宿泊に関する費用などは別途かかります。
※2024年4月1日現在、市内に事業所はありません。

要介護 地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた定員29人以下の有料老人ホームなどに入居して、食事・排せつ・食事の介助、洗濯掃除などの家事、日常生活上の支援、機能訓練などが受けられるサービスです。

※2024年4月1日現在、市内に事業所はありません。

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス案内
令和6年度

施設サービス

施設サービスの利用者は、サービス費用の1～3割に加え、食費・居住費・日常生活費などを自己負担します。費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。入所した施設によって金額が異なる場合がありますので、詳しくは入所を希望する施設に直接問合せください。

※市町村民税非課税者などは、食費・居住費が減額となる制度があります。



MEMO

居室(部屋タイプ)について

ユニット型個室	ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している個室
ユニット型個室的多床室	室内は、天井との隙間がある仕切りで個室のように区切られ、ユニット(10名程度)で利用できる共用のリビングなどを併設している居室
従来型個室	リビングを併設していない個室
多床室	4人部屋などの個室以外の居室(相部屋)

2024年4月1日現在の費用額

要介護3～5 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

原則として要介護3～5の方が対象です。

入所できるのは、身体上または精神上著しい障がいがあるため、常に介護が必要で、自宅では介護できない人です。入所した要介護者は、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話や健康管理を受けられます。また、少人数の家庭的な雰囲気の中で、サービスの提供を行う施設もあります。(ユニットケア) ●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※上記の表を参照

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護3	815円
	要介護4	886円
	要介護5	955円
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護3	815円
	要介護4	886円
	要介護5	955円
従来型個室 (1日あたり)	要介護3	732円
	要介護4	802円
	要介護5	871円
多床室 (1日あたり)	要介護3	732円
	要介護4	802円
	要介護5	871円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

使用しているマークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要介護 介護老人保健施設(老健)

入所できるのは、病状が安定し、在宅生活への復帰を目指したりハビリに重点をおいた介護が必要な人です。

入所した要介護者(要介護1～5に認定されている人)は、医学的な管理のもとでの看護やリハビリ、食事・排せつ・入浴などの介護や日常生活上の世話を受けられます。

●居室(部屋タイプ)はユニット型個室、ユニット型個室的多床室、従来型個室、多床室があります。※P27の表を参照

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	802円
	要介護2	848円
	要介護3	913円
	要介護4	968円
	要介護5	1,018円
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	802円
	要介護2	848円
	要介護3	913円
	要介護4	968円
	要介護5	1,018円
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	717円
	要介護2	763円
	要介護3	828円
	要介護4	883円
	要介護5	932円
多床室 (1日あたり)	要介護1	793円
	要介護2	843円
	要介護3	908円
	要介護4	961円
	要介護5	1,012円

※食費、滞在費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

要介護 介護医療院

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設です。

主に重篤な身体疾患を有する方や、身体合併症を有する認知症高齢者等が利用するI型と、比較的容体が安定した方が利用するII型があります。

▼サービス費用のめやす

ユニット型個室 (1日あたり)	要介護1	850円
	要介護2	960円
	要介護3	1,199円
	要介護4	1,300円
	要介護5	1,392円
ユニット型個室的多床室 (1日あたり)	要介護1	850円
	要介護2	960円
	要介護3	1,199円
	要介護4	1,300円
	要介護5	1,392円
従来型個室 (1日あたり)	要介護1	721円
	要介護2	832円
	要介護3	1,070円
	要介護4	1,172円
	要介護5	1,263円
多床室 (1日あたり)	要介護1	833円
	要介護2	943円
	要介護3	1,182円
	要介護4	1,283円
	要介護5	1,375円

※食費、居住費、日常生活費などは別途かかります。

使用している
マークの意味

要介護 要介護1～5の方が利用できるサービス

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活
支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

高齢者福祉サービス案内
令和6年度

生活環境を整えるサービス

自立した生活をするための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

- = 利用できる。
- × = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。

	要支援1・2 要介護1	要介護2・3	要介護4・5
・手すり(工事をとまなわないもの)・スロープ(工事をとまなわないもの) ・歩行器 ・歩行補助つえ	○	○	○
・車いす ・車いす付属品(クッション、電動補助装置等) ・特殊寝台 ・特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・認知症老人徘徊感知機器 ・移動用リフト	×	○	○
・自動排せつ処理装置	▲	▲	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1~3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- ・商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- ・事業者には下記①、②が義務付けられています。
 - ① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
 - ② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

※固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)及び多点杖は、貸与と購入の選択制となりました。

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の種類です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
- 自動排せつ処理装置の交換部品
- 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽
- 移動用リフトのつり具の部分
- 排せつ予測支援機器
- 固定用スロープ
- 歩行器(歩行車を除く)
- 単点杖(松葉杖を除く)
- 多点杖

申請が必要です

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

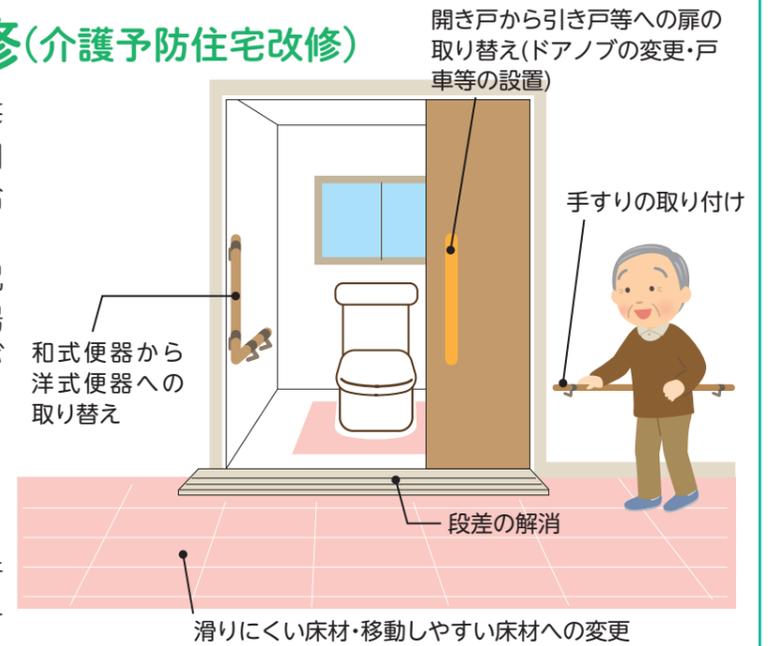
年間10万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が10万円だった場合、1~3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)※原則として、同一種目の再購入は認められていません。

より安全な生活が送れるように住宅を改修する

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7~9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円かかったとき、自己負担1割の場合は2万円、2割の場合は4万円、3割の場合は6万円が自己負担額です)



事前申請が必要です

事前申請および着工許可なしで行われた工事については給付を受けることはできませんのでご注意ください。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りを取りましょう。

利用者負担について

- いったん利用者が改修費全額を負担します。あとで市に申請すると、20万円を上限に費用の7割~9割が支給されます。
- 原則1回限りですが、引っ越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。
- 本人や家族などが住宅改修をしたときには、材料の購入費が対象となります。

手続きの流れ

ケアマネジャーなどに相談

施工事業者の選択・見積もり依頼

市へ事前申請

市の確認/着工許可

工事の実施・完了/支払い(金額)

市への領収書などを提出

住宅改修の支給

事前申請に必要な書類

- 住宅改修事前申請書
- 住宅改修が必要な理由書 ①②
ケアマネジャーや福祉住環境コーディネーターなどに作成を依頼します。
- 住宅の所有者の承諾書
(改修の利用者と住宅の所有者が異なる場合)
- 工事費見積書
- 住宅の平面図
(改修後の完成予定のわかるもの。生活動線記載)
- 改修前写真(日付入りのもの)

完了後提出に必要な書類

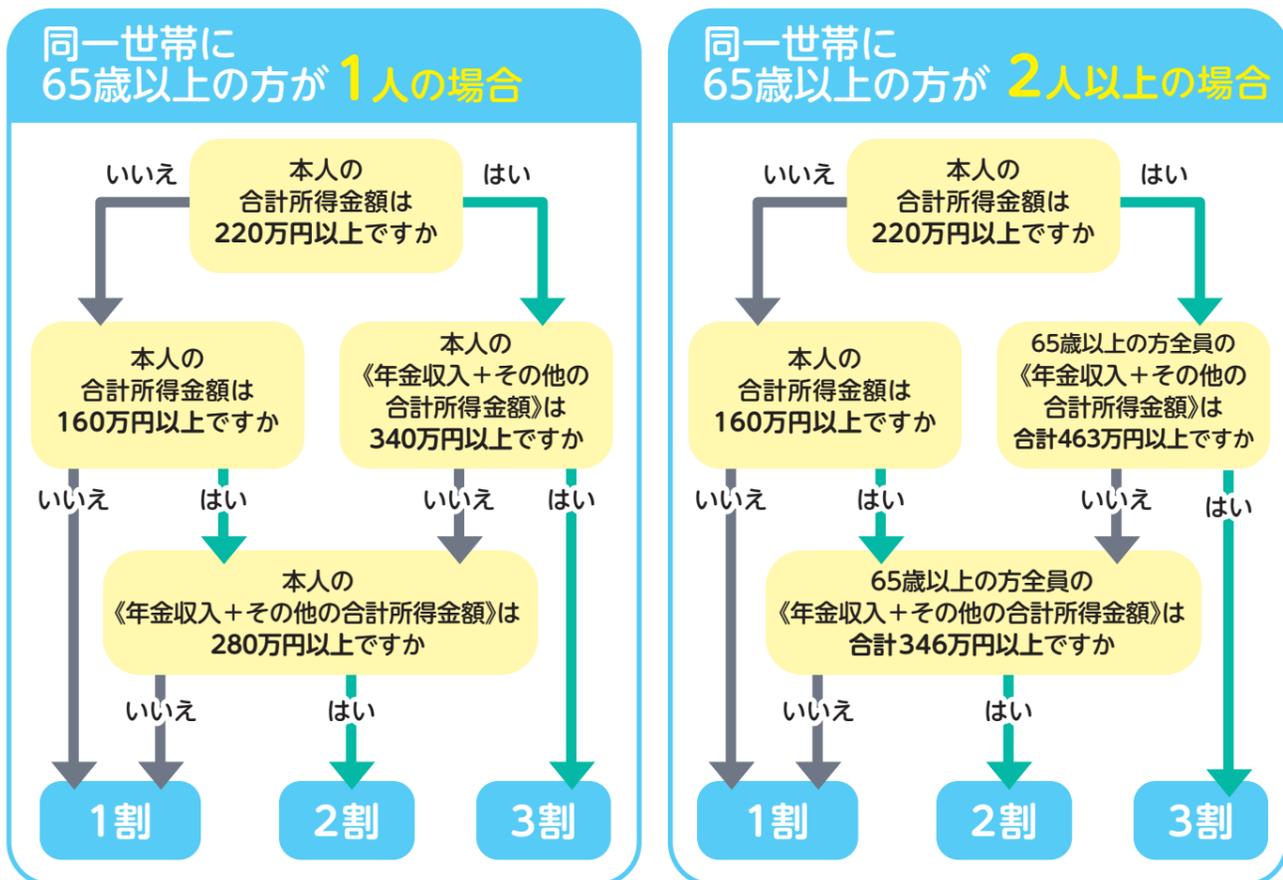
- 住宅改修費支給申請書
- 住宅改修に要した費用の領収書
- 委任状(口座名義人が本人でないとき)
- 改修前、改修後の写真(日付入りのもの)

5 利用者負担について

費用の支払い

介護(予防)サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載される利用者負担割合に応じて、サービス費用の1割～3割を事業者に支払います。利用者負担割合は、サービスを利用する方の所得や世帯構成によって判定されます。

利用者負担割合判定の流れ



● 65歳未満の方、住民税非課税の方、生活保護受給者は1割負担となります。

利用者負担額の例

要介護1、利用者負担割合が1割の方が、月15万円分の介護サービスを利用した場合・・・

支給限度額 167,650円

介護サービス費用額 150,000円

介護保険より給付 135,000円
利用者負担額 15,000円

※ 利用者負担額のほかに、食費、日常生活費などは全額自己負担となります。

支給限度額

要介護度ごとに、介護保険が利用できるサービス費用の限度額が決められています。
※ 支給限度額に含まれないサービスもあります【詳細はP.35】

要介護状態区分	居宅サービスの支給限度額(1か月)
事業対象者	50,320円
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※ 限度額を超えて介護サービスを利用した場合は、超えた分の費用は全額自己負担となります。

利用者負担額を軽減するために

介護保険では、所得が少ない方でも介護(予防)サービスを利用しやすくするために、さまざまな支援対策があります。

特定入所者介護(予防)サービス費(介護保険負担限度額認定)

低所得者の方の介護保険施設サービス、短期入所サービスを利用するときの居住費(滞在費)、食費の利用者負担額を軽減します。所得に応じた負担限度額までを自己負担し、残りの基準費用額との差額は介護保険から支払われます。

お手続き

窓口で申請が必要です。審査の上、対象になる方に「介護保険負担限度額認定証」を発行しますので、施設等へ提示してください。なお、有効期間は申請された月から次の7月末までです。

基準費用額(1日あたり)

施設における居住費・食費の平均的な費用を勘案して定める額(施設が定める居住費及び食費が基準額を下回る場合、施設の定める額と自己負担額の差額が支給されます。)

居住費				食費
ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	1,445円
2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	

()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合です。

負担限度額(1日あたり)

対象となる方は以下の条件を満たす方です。
● 本人、本人と同じ世帯の方全員および配偶者が住民税非課税である
● 預貯金等の資産状況が、表に示される金額以下である

利用者負担段階	預貯金等の資産の状況※1	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額※3
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階	生活保護の受給者					
	老齢福祉年金の受給者	880円	550円	550円(380円)	0円	300円
第2段階	本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円以下の方	880円	550円	550円(480円)	430円	390円【600円】
		880円	550円	550円(480円)	430円	390円【600円】
第3段階①	本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が80万円超120万円以下の方	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円【1,000円】
第3段階②	本人の合計所得金額+課税年金収入+非課税年金収入が120万円超の方	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円【1,300円】

※1 第2号被保険者(40歳以上64歳以下)の場合、単身:1,000万円、夫婦:2,000万円

※2 介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は()内の金額です

※3 短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の食費の負担限度額は【 】内の金額です

● 虚偽の申告により、不正に支給を受けた場合には支給された額および最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

介護保険制度のしくみ
介護保険料について
サービスを利用するには
介護保険で利用できるサービス
利用者負担について
介護予防・日常生活支援総合事業
地域包括支援センター
在宅介護支援センター
高齢者福祉サービス案内
令和6年度

高額介護サービス費

同じ月に利用した介護サービス利用者負担(1~3割)の合計が高額になり、下記の限度額を超えたときは、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されます。

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
 - 施設サービスの食費・居住費・日常生活費など介護保険の対象外の費用は含まれません。
- ※令和3年8月から

区分	限度額
住民税課税世帯(同一世帯の第一号被保険者の課税所得額で判定)	
年収約1,160万円以上の方	世帯 140,100円
年収約770万円以上 年収約1,160万円未満の方	世帯 93,000円
年収約383万円以上 年収約770万円未満の方	世帯 44,400円
上記以外の住民税課税世帯の方	世帯 44,400円
世帯全員が住民税非課税世帯	
・高齢福祉年金の受給者の方 ・前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方等	世帯 24,600円 個人 15,000円
生活保護受給者の方等	個人 15,000円

介護保険と医療保険の支払いが高額になったときの負担軽減

同一世帯内で介護保険と国保などの医療保険の両方を利用して、介護と医療の自己負担額が下記の限度額を超えたときは、超えた分が払い戻されます。(高額医療・高額介護合算制度)

- 給付を受けるには、市区町村への申請が必要です。
 - 同じ世帯でも、家族がそれぞれ異なる医療保険に加入している場合は合算できません。
 - 自己負担限度額を超える額が500円以下の場合には支給されません。
- 医療と介護の自己負担合算後の限度額(年額:毎年8月1日から翌年7月31日まで)

70歳未満の方

区分	限度額
901万円超	212万円
600万円超~901万円以下	141万円
210万円超~600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

70歳以上の方・後期高齢者医療制度の対象者

区分	限度額
690万円超	212万円
380万円以上690万円未満	141万円
145万円以上380万円未満	67万円
一般(住民税課税世帯の方)	56万円
低所得者Ⅱ ※1	31万円
低所得者Ⅰ ※2	19万円

- ※1 低所得者Ⅱ 70歳以上で住民税非課税である被保険者もしくはその被扶養者等
 ※2 低所得者Ⅰ 70歳以上で被保険者およびその被扶養者全員が住民税非課税で、所得が一定基準(年金収入 80万円以下等)を満たす人等
 住民税が非課税等であっても現役並み所得者に該当する場合は、低所得者には該当しません。

ポイント 預貯金等に含まれるものとは? ※【詳細は P.33】

預貯金等に含まれるもの	確認方法
預貯金(普通・定期)、タンス預金(現金)	通帳の写し等(タンス預金の場合は自己申告)
有価証券(株式・国債・地方債・社債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し等
金・銀(積立購入含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し等
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し等

預貯金等に含まれないもの

生命保険、自動車、腕時計・宝石等の時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財等は預貯金等に含まれません

確認事項 支給限度額に含まれないサービス ※支給限度額【詳細は P.32】

特定福祉用具購入	居宅介護住宅改修
居宅療養管理指導	特定施設入居者生活介護 (外部サービス利用型、短期利用を除く)
地域密着型特定施設入居者生活介護 (短期利用を除く)	認知症対応型共同生活介護 (短期利用を除く)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険施設に入所して利用するサービス

※介護予防サービスについても同様です。

6 介護予防・日常生活支援

総合事業 自分らしい生活続ける

介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）とは、地域全体で高齢者を支え、高齢者の方も自らの持つ能力をできる限り生かして、要介護状態を予防するための事業です。総合事業は、自立した日常生活の支援と介護予防を目的としており、**介護予防・生活支援サービス事業**と**一般介護予防事業**の二つからなります。

総合事業

介護予防・生活支援サービス事業

- 介護予防ケアマネジメント ●訪問型サービス ●通所型サービス

対象者

- ・要支援1・2の認定を受けた方
- ・基本チェックリストによって、生活機能が低下していると判定された方（事業対象者）

一般介護予防事業

高齢者が日常的に介護予防に取り組めるような教室など

対象者

65歳以上のすべての方が対象

総合事業を利用するには

地域包括支援センターまたは、高齢介護課、ケアマネジャーへご相談ください。心身の状態を確認したうえで、その方に合ったサービスや支援を受けることができます。



基本チェックリストについて

基本チェックリストとは、日常生活に必要な機能が低下していないかを確認するための25項目からなる質問票です。基本チェックリストから、どのような介護予防に取り組めばよいかわかります。

基本チェックリスト（一部抜粋）

- 階段手すりや壁をつたわずに昇っていますか
- 6カ月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか
- 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか
- 週に1回以上は外出していますか
- 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるとされますか

「膝が痛く、外出がしづらくなった」「食欲がなくなってきた」などのちょっとした不調が、介護が必要な状態にまで悪化してしまうことがあります。

いつまでも自分らしい生活続けるためには、症状が重くなる前に介護予防などに取り組むことが大切です。

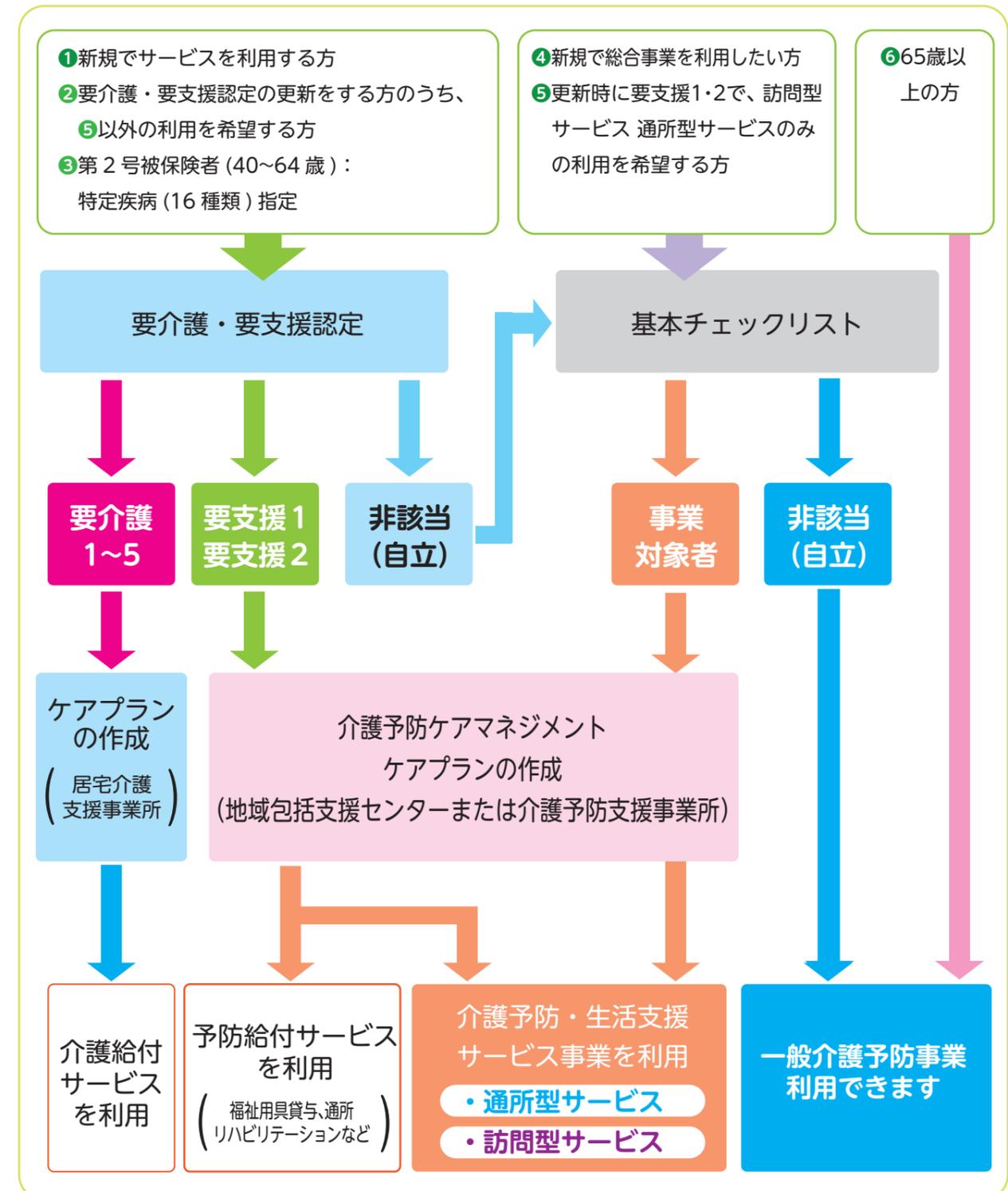
生活機能の低下が気になったら地域包括支援センターに相談しましょう。



総合事業

ために

総合事業利用の流れ



※事業対象者（基本チェックリスト該当者）は、予防給付サービスを利用することはできません。

介護保険制度の
しくみ

介護保険料に
ついて

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

令和6年度
高齢者福祉サービス案内

介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2

事業対象者

の方が利用できるサービス

(できることはできるだけご本人が行いながら、できない部分をお手伝いしてもらいます)

※記載されている金額は1割の場合の利用者負担費用です。2024年4月1日現在の費用額のめやす

名称	サービス内容	対象者	利用者負担の目安
訪問型サービス	介護予防訪問サービス	要支援1・2 事業対象者	週1回程度の利用 1,226円/月 週2回程度の利用 2,448円/月 週2回を超える利用 (要支援2のみ) 3,884円/月 おおむね60分程度/回 ※初回時には加算があります。
	家事応援訪問サービス	要支援1・2 事業対象者	1回あたり242円 おおむね60分程度/回 ※初回時には加算があります。
通所型サービス	介護予防通所サービス	要支援1・2 事業対象者	週1回程度の利用 1,949円/月 週2回程度の利用 3,752円/月 ※個別サービスの利用により加算があります。 ※上記利用金額には送迎費用も含まれています。
	ミニデイ型通所サービス	要支援1・2 事業対象者	1回あたり303円 3時間以上/回 ※個別サービスの利用により加算があります。 ※上記利用金額には送迎費用も含まれています。
	短期集中介護予防通所サービス	要支援1・2 事業対象者	1回あたり430円 2時間程度/回 ※週1回2時間程度計12回のサービスとなります。 ※上記利用料には送迎費用も含まれています。

一般介護予防事業

地域のつながりを活かした介護予防の取り組みを行っています。
対象者:65歳以上のすべての方

●介護予防の普及啓発をします！

運動機能向上やフレイル(※)予防・栄養改善・口腔機能向上・レクリエーションなど、介護予防に関する教室を開催しています。また介護予防に関するパンフレット配布など情報を発信しています。
※フレイルとは、身体的機能や認知機能の低下によって介護が必要になる危険性が高い状態を指します。



●介護予防の活動を支援します！

介護予防活動をするボランティアの育成や支援などを行っています。



●介護予防の取り組みの機能強化を図ります！

地域で行う介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣します。



介護予防の活動を始めてみたい、教室に参加したいという方は、高齢介護課にご相談ください。

それだけじゃない介護予防！
「社会参加や生きがいづくり」が大きな鍵！

趣味のグループや老人クラブ・地域の支え合い活動(ボランティア、自治会・行政区、見守りなど)に参加するなど、ご自分にあった活動の機会を増やすことも、介護予防に効果的です。地域のつながりを生かした、活動的な生活で、健康長寿を目指しましょう！

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

令和6年度
高齢者福祉サービス案内

7 地域包括支援センター・在宅介護

介護・福祉・健康・医療など様々な面から総合的に高齢者とその家族を支えます。
介護のことや、高齢者が地域で安心して暮らしていくための心配ごとについてご相談ください。

■地域包括支援センター 高齢者の総合相談窓口

センター名	担当地区	問い合わせ先
地域包括支援センター古河 (高齢者サポートセンター古河)	古河地区	新久田271-1 古河福祉の森会館附属棟 TEL 0280-23-6517
地域包括支援センター総和 (高齢者サポートセンター総和)	総和地区	上大野1889-1 特別養護老人ホーム希望の森内 TEL 0280-23-5661
地域包括支援センター三和 (高齢者サポートセンター三和)	三和地区	仁連2228-7 三和地域福祉センター TEL 0280-77-1901



支援センターの担当地域のご案内

■在宅介護支援センター

古河市が委託している身近な相談窓口

センター名	担当区域	問い合わせ先
愛光園	古河地区 (JR宇都宮線西側で国道354号線北側)	新久田250-4 TEL 0280-48-6944
わたらせ	古河地区 (国道354号線南側)	大山507-5 TEL 0280-47-0161
平成園	古河地区 (JR宇都宮線東側で国道354号線北側)	旭町1-17-39 TEL 0280-31-3737
青嵐荘	総和北中学校区	西牛谷852-4 105号室 TEL 0280-98-0030
白英荘	総和中学校区	小堤1796-2 TEL 0280-98-6218
バックアップ (総和中央病院)	総和南中学校区	駒羽根825-1 TEL 0280-91-1256
みどりの里	三和中学校区 三和東中学校区(南西域)	東山田4796-2 TEL 0280-78-1123
秋明館	三和北中学校区 三和東中学校区(北東域)	諸川2530-4 TEL 0280-77-3751

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

令和6年度
高齢者福祉サービス案内

令和6年度 高齢者福祉サービス案内

※令和6年4月1日現在

※介護保険制度が優先になります。

※高齢者福祉サービスは、高齢介護課または各庁舎の市民総合窓口で申請できます。

※1・2・12のサービスは申請後、古河市在宅介護支援センターの訪問による生活や身体状況の調査を行います。

1. ひとり暮らし高齢者等給食サービス ※申請後、訪問調査を行い、利用の可否を決定します。

内 容	食の自立支援・食生活の安定及び安否確認のため、お弁当（昼食）を最大週3回まで配達します。
対 象 者	加齢等心身機能の低下により調理・調達が困難な65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯の人 ※ 調理経験が無い、安価等の理由では、このサービスを利用することはできません。
費用負担	1食につき市の助成額350円を除いた実費

2. 高齢者見守りサポート事業 ※申請後、訪問調査を行い、利用の可否を決定します。

内 容	緊急時に民間の受信センターにつながる緊急通報装置と人感センサーを設置することで、家庭内における24時間365日体制の見守りを行います。また、健康相談等の対応や定期的な安否確認の連絡も行います。
対 象 者	疾病等の理由により健康に不安があり、見守りを必要とする高齢者で、次のいずれかに該当する人 ① 70歳以上のひとり暮らし高齢者 ② 75歳以上の高齢者のみの世帯（同居者全員） ③ 70歳以上で、同居者が下記のいずれかに該当するため、緊急時の対応が困難である人 ● 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳④・Aの人 ● 要介護4以上の人 ● 認知症と診断されている人 ※ 同一敷地内、隣接敷地内に親族が住んでいる場合、対象外となります。
費用負担	月額300円 ※その他、実費負担があります（通信料、電気料等）。

3. 救急医療情報カプセル「伝言くん」配布

内 容	緊急時の救急活動に必要な医療情報（緊急連絡先、持病、服薬、かかりつけ医等）をシートに記入し、専用のカプセル（愛称：伝言くん）に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、迅速な救命救急活動に役立ちます。
対 象 者	次のいずれかに該当する人 ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯の人 ② 日中ひとりとなる65歳以上の人で、健康上の不安がある人 ③ 身体障害者1級・2級・3級（内部障害のある人）、療育手帳④・Aの人、精神障害者保健福祉手帳1級の人
費用負担	なし

4. 家族介護用品支給事業

内 容	寝たきり高齢者等を介護している同居家族に対し、紙おむつ等の介護用品を自宅までお届けします。
対 象 者	市内に住所を有し、下記のいずれかに該当する高齢者等と同居し、介護している家族。 ① 要介護4以上の認定を受けている人 ② 要介護3の認定を受け、認定調査において「排尿」又は「排便」の項目が「介助」又は「見守り等」に該当する人 ※ 医療機関や介護保険施設等に入院・入所している人（家族以外から介護を受けている人）は対象外です。
支 給 額	市民税非課税世帯：1か月6,000円分の介護用品 市民税課税世帯：1か月3,000円分の介護用品

5. 高齢者外出支援タクシー運賃助成（ふくとく・チケット）

内 容	市で登録のあるタクシー事業者を利用した際に使用できる助成券を交付します。
対 象 者	75歳以上の高齢者
助 成 額	500円分の助成券×48枚 乗車ごとに運賃に応じた枚数の助成券を使用できます。 ・運賃1,000円以上で助成券1枚（500円）使用可能。 ・運賃2,000円以上で助成券2枚（1,000円）使用可能。 ・運賃3,000円以上で助成券3枚（1,500円）使用可能。 ・運賃4,000円以上で助成券4枚（2,000円）使用可能。 ※1,000円未満では使用できません。1度の乗車につき4枚まで利用できます。
留 意 点	・デマンド交通（乗合タクシー）「愛・あい号」では使用できません。 ・「高齢者通院等交通費助成」と同時に使用することはできません。 ・事前に申請及び助成券の交付を受ける必要があります。

6. 高齢者通院等交通費助成 ※利用した月の翌々月末までに申請が必要です。

内 容	医療機関へ通院する際の一般及び介護タクシー運賃の一部を助成します。
対 象 者	自力での通院または家族による送迎が困難な在宅高齢者で、次のいずれかに該当する人 ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯の人 ② 70歳以上の高齢者 ③ 要介護及び要支援認定者 （種別割減免、障害者福祉タクシー利用者は利用できません。）
助 成 額	片道を1回とし、1か月8回まで、運賃総額の1/2（100円未満切捨て）までで、助成限度額5,000円 1か月分をまとめて申請し、後日振込にて助成されます。
留 意 点	・申請書に医療機関の押印と、タクシーの領収書が必要です。 ・「ふくとく・チケット」を使用して乗車した運賃については申請することができません。

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

令和6年度
高齢者福祉サービス案内

7. 白内障補助眼鏡・補聴器購入費等助成

※費用を支払った日の翌日から1年以内の申請が必要です。

対象品目	対象者	助成額	申請時の留意点
白内障補助眼鏡用レンズ	白内障手術後に眼鏡が必要な65歳以上の人	・購入費の1/2以内で 限度額10,000円 ・1人1回1対のみ	① 手術後1年以内に購入したものに限り ② 市指定の書類に医師の証明が必要です。 (費用は自己負担です)
補聴器	聴覚による身体障害者手帳の交付を受けていない、65歳以上の人	・購入費の1/2以内で 限度額30,000円 ・1人1回1台のみ	集音器は助成の対象外です。
ストマ用装具	ぼうこう又は直腸機能障害による身体障害者手帳の交付を受けていない、65歳以上の人	・蓄尿袋(1か月) 限度額6,000円 ・蓄便袋(1か月) 限度額5,000円	他の制度で給付・助成を受けている人は対象外です。

8. シルバーカー購入費助成 ※費用を支払った日の翌日から1年以内の申請が必要です。

内 容	次のいずれにも該当するシルバーカーの購入費を助成します。 ① 4輪車で荷物入れの機能を有するシルバーカー ② SG規格適合商品 ※ 1人1回1台のみ申請ができます。 ※ 介護保険福祉用具貸与の対象品となるものは助成の対象外です。		
対 象 者	70歳以上で歩行に不安のある人	留 意 点	領収書、取扱説明書等が必要です。
助 成 額	購入費の1/2以内で限度額5,000円		

9. 訪問理美容サービス費助成

内 容	指定事業者が自宅を訪問し理髪を行うための助成券を交付します。		
対 象 者	理美容所に行くことが困難な高齢者であって、次のすべてに該当する人 ① 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯 ② 要介護3以上の認定を受けている人		
助 成 額	1,000円分の助成券×最大4枚 ※申請時期により、交付枚数が異なります。 〔 4～6月：4枚交付 7～9月：3枚交付 〕 〔 10～12月：2枚交付 1～3月：1枚交付 〕		
実施機関	市が指定した理美容所		

10. はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費助成

内 容	はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧施術費に関わる助成券を交付します。		
対 象 者	70歳以上の人または、重度心身障害者		
助 成 額	1,000円分の助成券×2枚	実施機関	市が指定した事業所

11. 寝具類洗濯サービス

内 容	清潔な住環境を提供することを目的に、寝具類の洗濯及び乾燥消毒を行います。市民税課税状況に応じて年2枚の助成券を交付します。		
対 象 者	寝具類の衛生管理が困難な高齢者であって、次のすべてに該当する人 ① 65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯 ② 要支援・要介護認定を受けている人		
費用負担	市民税非課税世帯：無料 市民税課税世帯：1回あたり3,050円		
留意点	・敷布団、掛布団、毛布の3点が対象です。 ・洗濯期間中のレンタルを希望の場合、自費で利用することができます。		

12. 徘徊高齢者家族支援サービス費助成 ※申請後、訪問調査を行い、利用の可否を決定。

内 容	徘徊探知システムの利用にかかる費用の一部を助成します。市が協定を交わした事業者が貸与する専用の端末機を徘徊高齢者が所持することで、家族が専用アプリ等により現在位置を確認することができます。		
対 象 者	認知症の高齢者を在宅で介護している世帯の人 ※ 医療機関や介護保険施設に入院・入所している人(家族以外から介護を受けている人)は対象外です。 ※ 外出時に専用端末を携帯する必要があります。		
費用負担	・毎月の利用料金：なし ・初期費用：利用者負担 加入料金 4,950円(税込) 付属品代金① 標準充電器 2,750円(税込) ② バッテリー充電器(予備バッテリー付き) 6,490円(税込) ※付属品を①・②から選択ください。 ※その他、実費負担があります(事業所に位置情報の確認を依頼する場合や、現場へのかけつけを依頼する場合、バッテリー交換等)。		

介護保険制度のしくみ

介護保険料について

サービスを利用するには

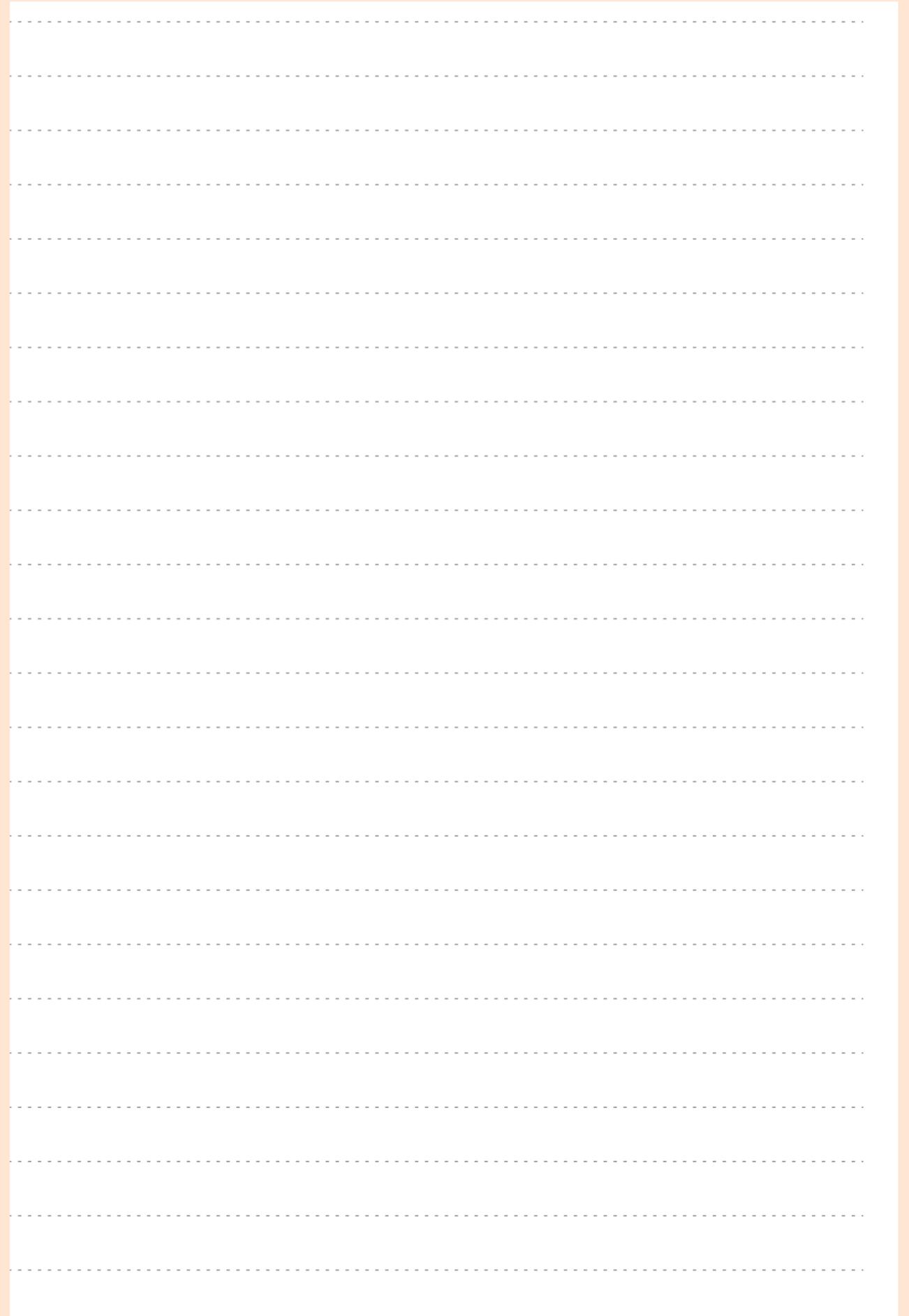
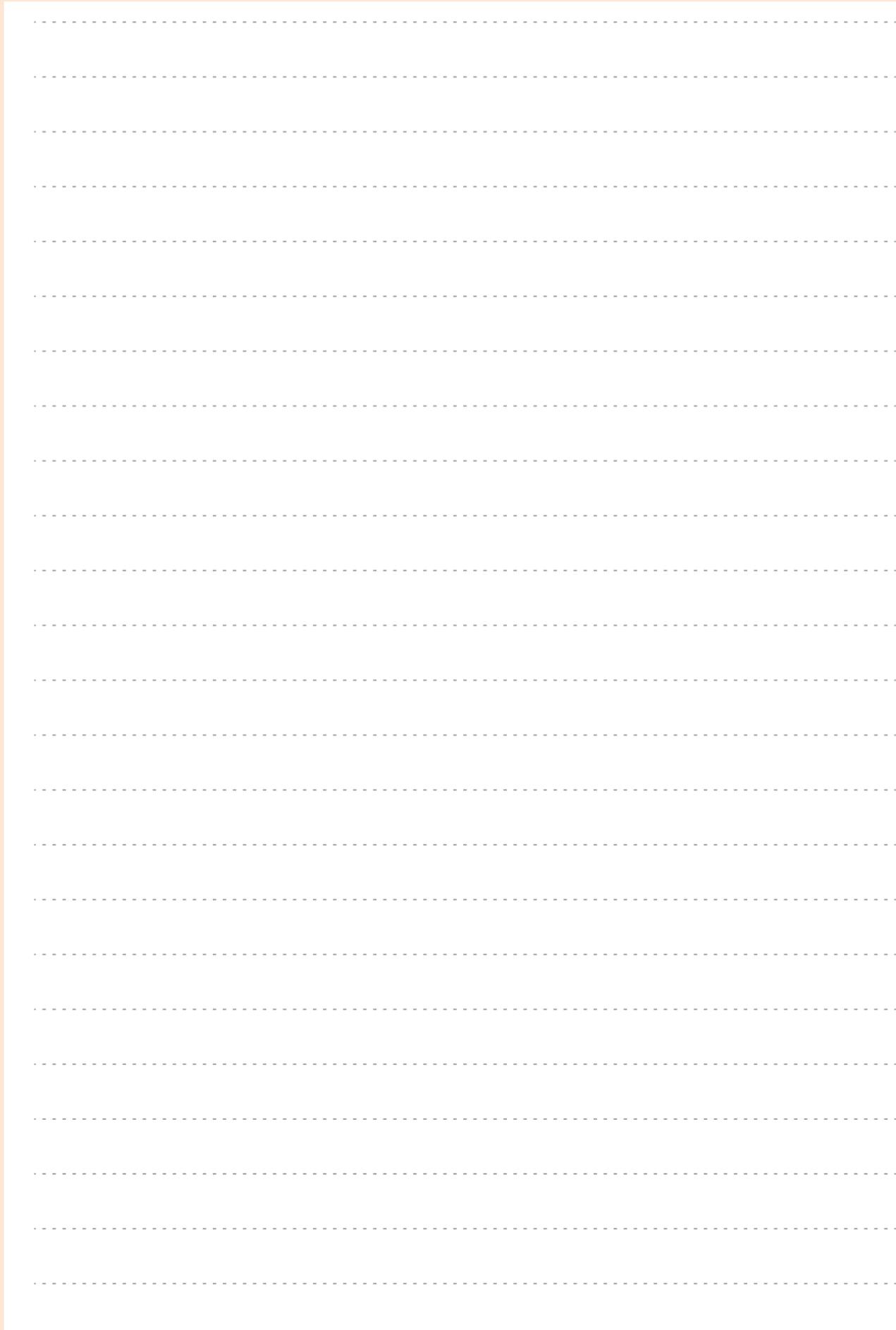
介護保険で利用できるサービス

利用者負担について

介護予防・日常生活支援総合事業

地域包括支援センター
在宅介護支援センター
担当地域のご案内

令和6年度
高齢者福祉サービス案内



介護



Human Support

ヒューマンサポート古河

「長生きがご褒美」と感じられる暮らしがここに

毎日の生活に彩りをそえる

介護付有料老人ホーム

1年を通してレクリエーションと生活リハビリを兼ねて行う
お楽しみメニューを多数ご用意しています。

月額利用料金(居室料金・管理費・食費)
入居金 **0**円 **167,500**円(税別)~
176,860円(税込)

※介護保険料自己負担額、
その他介護保険外サービス
使用分は実費負担となります



串揚げパーティー
ご入居者様自ら調理に参加。
熱々が美味しいと大好評です。



ほかほか農園
自分達で育て収穫した野菜が
おしゃれな料理に大変身!



ハツラツ健康塾
日常不安に感じる動作に
絞って機能訓練を行います。
※ここにご紹介するのは一例です



プライベート
空間も充実!

全室個室
約10畳

ご入居者様
募集中

介護付有料老人ホーム ヒューマンサポート古河

☎ **0280-30-1680**

【施設所在地】〒306-0023 茨城県古河市本町 1-3-30
【事業内容】 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護
【受付時間】 9:00 ~ 18:00 【定休日】 なし
【許認可番号】 0870400843

カルチャースクールのような

デイサービスセンター

レクリエーション
~教室に通うような趣味の時間~
書道教室 カラオケ倶楽部
クラフト教室 麻雀同好会...
コロアージュ



選択メニューより
お選びいただけます

リハビリテーション
~楽しみながら元気な体作り~

プレミアムジム
ハツラツ健康塾
デュアルタスク
シニアジャズ
ロコモ体操...

リラクゼーション
~心にゆとりが生まれる~

ドッグセラピー
パラフィンパック
スタンプネイル
アロマバス
エステ...

スタッフ募集中

笑顔と触れ合うことができるお仕事です
わたしたちと一緒に働きませんか



ヒューマンサポート古河 デイサービスセンター

☎ **0280-30-1682**

【施設所在地】〒306-0023 茨城県古河市本町 1-3-30
【事業内容】 通所介護事業所・第一号通所介護事業所
【受付時間】 9:00 ~ 18:00 【定休日】 なし
【許認可番号】 0870400850

ご利用者様
募集中



株式会社日本ヒューマンサポート

URL <https://n-h-s.jp>





えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス

えんの旅は、大切な人のご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅



1周忌や3回忌に。
大切な思い出の場所を
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい」「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風に思うことはありませんか？思い切ってお子さんたちへのサプライズ旅行を一緒に計画しましょう。思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもごさいます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ



0120-302-282



(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

受付時間:9:00~18:00 HP:https://en-no-tabi.jp



運営元:株式会社ハウスポートクラブ 東京都江東区住吉1-16-13リードシー住吉ビル3F 当社は株式会社鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184)のグループ企業です。

広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)

介護老人保健施設 青嵐荘ケア・アシスタンス



みんなの笑顔が

輝くケア

入所・通所リハビリ
利用相談受付中

入所70名
通所15名



在宅復帰・在宅生活を支援

入所・ショートステイ・通所リハビリが連携することで、ご利用者の在宅復帰、ご利用者・ご家族の在宅生活を支える施設です。住環境改善のご提案まで含めて、医師・



リハビリ・介護・看護・栄養・相談・居宅が一体となり、住み慣れた暮らしを包括的にサポートします。

専門スタッフによるリハビリ

当施設は理学療法士による短期集中リハビリテーションを実施しております。「もう一度自宅で暮らしたい」「安心な暮らしを継続したい」そんな想いに寄り添い



ながらサポートいたします。

社会福祉法人 芳香会
介護老人保健施設

青嵐荘ケア・アシスタンス

SEIRANSOU CARE・ASSISTANCE

お問い合わせ

TEL. 0280-98-2711

電話受付 8:30 ~ 17:30

茨城県古河市上大野 703-1 FAX : 0280-98-4002

https://www.houkoukai.or.jp/koureisya/care/



広告掲載に関するお問い合わせ 03-6866-0885 (株式会社鎌倉新書)